

OTAを活用したあおり型グリーン・ツーリズム

誘客促進業務委託 仕様書

1 目的

ウィズコロナにおける旅行需要の高まりを受け、一般旅行者の農山漁村地域への一層の誘客を図るため、これまで造成してきた青森ならではの農山漁村の暮らしに根ざした魅力的な体験メニュー及び農林漁家民宿を組み合わせたあおり型グリーン・ツーリズム（以下、「あおり型GT」とする。）の情報発信と販売促進を強化し、コロナ禍で落ち込んだあおり型GTの需要回復を早期に図る必要がある。

このため、一般旅行者の利用頻度の高いOTA（Online Travel Agent）を活用し、予約宿泊サイト内に、ターゲットに見合った訴求力の高いあおり型GTの特設ページを開設することで、あおり型GTのPR及び販売促進の強化を図るものである。

2 業務の名称

OTAを活用したあおり型グリーン・ツーリズム誘客促進業務

3 予算額

2,785,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 委託業務の内容

以下の条件の下、委託者及び関係機関と協議しながら制作及び運営すること。

（1）OTAを活用した情報発信

OTAサイト内にあおり型GTの知名度向上及び全国からの旅行者確保に資する特集ページを開設し、あおり型GTを紹介するものとする。

（2）特集ページの制作

ア あおり型GTに興味を持ち、旅行意欲を喚起されるような訴求力の高い写真を中心に構成すること。

また、掲載するための情報及び写真等の素材を収集する業務についても本業務に含むものとし、これらは原則として現地を取材して収集すること。ただし、委託者との協議により、委託者、体験メニュー造成事業者及び農林漁業体験民宿開業者等から提供を受ける場合は、この限りではない。

イ 国内の20代～40代の若者、ファミリー層をメインターゲットとする。

ウ 既存の体験メニュー（別添「青森ならではの体験メニューリスト」参照。）及び農林漁業体験民宿（青森県HP掲載「あおりグリーン・ツーリズムガイド」参照。）から選定する。

また、原則、特定の地域に偏ることなく、6つの地域で体験メニュー及び農林漁業体験民宿をセットで選定し、各地域に滞在できるプランを紹介することとする。

なお、紹介に当たっては、各体験メニュー及び農林漁業体験民宿の魅力のほか、料金、営業情報、問い合わせ先といった、メインターゲットが必要とする情報等

を掲載する。

- エ 制作したページは、他地域等の類似したサイトに埋没しないよう、(1)のサイトの目立つ箇所にリンクを設置するほか、各検索エンジンにおける検索結果ページの上位表示となるようにするなど、多くの利用者が閲覧できるようにする。
- オ 特集ページ内で予約完了またはリンク先のページ内で予約完了するページを構築する。また、ページ閲覧者が容易に予約完了できるページ構築とすること。
- カ 専門用語や外来語の使用を避けるほか、翻訳ツールにより多言語に変換した際に正確な情報が伝わるよう、分かりやすい表現によって制作する。
- キ 多くの利用者の獲得及び予約促進につなげるため、バーナー広告配信、SNSによる情報発信等の宣伝活動を実施すること。また、これら以外の効果的な広告手法があれば委託者に提案すること。

(3) 掲載期間

開設日から令和5年11月30日(木)までとする。

(4) 運営及び更新

- ア ページの制作及び運用等の本業務に係る一切の事項について、体験メニュー造成事業者及び農林漁業体験民宿開業者へ費用負担を求めないこと。
- イ 掲載期間中のページの運営は受託者が行うとともに、当該ページに不具合が発生した場合及び掲載情報に変更が生じた場合は、委託者と協議の上、速やかに修正・更新する。
- ウ 更新等の際し、やむを得ず体験メニュー造成事業者及び農林漁業体験民宿開業者自ら当該作業を行う必要がある場合は、受託者は適切にサポートすること。

(5) セキュリティ対策

セキュリティ対策は、「青森県情報セキュリティ基本方針」「青森県情報セキュリティ対策基準」に準拠するほか、(1)に適用されるセキュリティ対策を当該ページに同様に施すなど、万全を期すこと。

また、本業務の運営において、利用者からの問い合わせや予約申込等により個人情報を取り扱う場合は、「個人情報取扱特記事項」に準拠し、その取扱に十分注意して適正に取り扱うこと。

なお、本業務で知り得た個人情報については、本業務以外に使用しないこと。

5 瑕疵担保責任

当該業務終了後から掲載終了日までは、業務の成果品に不備があり、委託者が修正の必要があると判断した場合は、受託者は速やかに不備の内容に関して調査し、回答するものとする。また、当該調査の結果、成果品の瑕疵等が認められる場合には、受託者の責任及び負担において速やかに修正する。なお、修正を実施する場合は、修正方法等を委託者の承諾を受けてから着手し、修正結果等を委託者に報告する。

6 委託期間

契約締結の日から令和6年1月17日(水)まで

ただし、開設日は、令和5年8月の適宜の日とする。(具体的日付は、委託者との協議により決定する。)

7 成果品

- (1) 委託業務報告書（利用者数等の解析・集計、その考察に係る事項を入れること（紙媒体（カラープリント）及び電子媒体を各1部））
- (2) 作成した特集ページ（紙媒体（カラープリント）及び電子媒体を各1部）
- (3) 掲載した写真等の素材（紙媒体（カラープリント）及び電子媒体を各1部）
- (4) その他委託者が必要とするもの

8 納入場所

青森県農林水産部構造政策課農村活性化グループ

9 その他

本業務の受託に当たっては、次の点に留意すること。

- (1) ページの制作に当たり、資料収集、現地への取材、体験メニュー作成者との打合せ、企画編集等に要する諸費用は、委託料に含むこととする。
- (2) 現地への取材、体験メニュー作成者との打合せ等の際し、県の職員が同行することがあり、その際の県の職員に係る旅費は、県が負担する。
- (3) 新型コロナウイルス感染症等の影響によって現地取材等ができず、掲載開始日までにページを完成させることが困難と判断される場合は、掲載開始日の延期等を委託者と受託者で協議し、必要に応じて契約内容の見直しを行うものとする。
- (4) 契約書及び仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、委託者と受託者が別途協議の上、委託者の指示に従って業務を行うこと。
- (5) 受託者は、やむを得ない理由により実施スケジュールを変更する場合には、委託者と事前に協議するものとする。
- (6) この業務により制作された著作物の著作権については、委託者に帰属するものとし、委託者が、県の業務に使用する場合において、受託者の承諾なく自由に使用できるものとする。また、受託者が再委託した第三者が制作した著作物の著作権についても委託者に帰属するものとする。
- (7) 受託者（受託者が再委託した第三者を含む。）は、委託者並びに委託者から正当に権利を取得した第三者に対し、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。
- (8) 本業務は、会計検査等の対象となる場合があるので、業務の適正な執行管理に努めること。
- (9) 業務実施に当たっては、委託者と協議し、体験メニュー造成事業者及び農林漁業体験民宿開業者等と連携を図りながら進めること。

本仕様書は、OTAを活用したあおり型グリーン・ツーリズム誘客促進業務の企画提案の実施に当たり、業務の概要として、業務内容及び要求事項、確認事項等を示すものであり、最終的な業務委託仕様書については、事業受託者決定後、協議の上、県が作成する。